

水道工事CAD設計積算システムパソコン機器賃貸借（その3）仕様書

堺市上下水道局水道建設管理課

1 件名

水道工事CAD設計積算システムパソコン機器賃貸借（その3）

2 概要

本仕様書は、「水道工事CAD設計積算システム」（以下「システム」という。）で使用するハードウェア及びソフトウェア等の賃借、それら設定作業、環境構築作業及び保守作業等について記載する。詳細については、後述する各内容を参照すること。また、水道工事CAD設計積算システム構築業務受託業者（以下、「システム業者」という。）と協力を図ること。

3 契約期間

契約日から令和7年4月24日までとする。

4 賃貸借期間

令和元年11月25日から令和7年4月24日までとする。

5 対象機器

別紙1「機器等仕様書」のとおりとする。

6 納品場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2（以下、「局本庁舎」という。）

堺市上下水道局水道部3階積算OA室

堺市西区家原寺町2丁21番1号（以下、「水運用管理課」という。）

堺市上下水道局水道部水運用管理課2階執務室

7 調達範囲

- ① 別紙1「機器等仕様書」に記載の機器及びソフトウェア（以下、「借入機器等」という。）の賃借（リース）
- ② 借入機器等の設定、納入、設置、動作確認作業
- ③ 借入機器等の保守業務
- ④ 賃貸借期間終了時の機器のデータ消去及び搬出、運搬
- ⑤ その他、仕様書に定める作業

8 納入機器等の条件

本調達により納入する機器等の条件は以下のとおりとする。

- ① 本市で稼働中の他のシステム・機器に障害等が発生させないものであること。
- ② 借入機器等は、保守の効率を考慮し、「別紙1の1 ハードウェア等一覧」①から⑥ごとに全台同一メーカーとし、同一モデルであること。
- ③ 未使用品であること。

- ④ 環境負荷等を考慮し、堺市グリーン調達方針に定める判断の基準を満たしていること。詳細は、堺市ホームページ http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/torikumi/green_chotatsu.files/H31kihonn.pdf を参照のこと。
- ⑤ 借入機器については、現行導入機器「別紙 1 の 3 既設プリンタ／既設大判プリンタ」の動作保証に基づいて選定すること。

9 機器等の納入

- ① 機器の運搬、搬入、設置等に必要一切の諸経費については、賃貸借（リース）費に含むこと。
- ② 発注者が指定する場所へ指定する台数を納入すること。なお、納入場所は、局本庁舎及び水運用管理課とする。
- ③ 発注者の指示に従って納入作業を実施すること。発注者からの指示が別途必要な場合は、何に関してどのような内容の指示が必要なのかを具体的に示すこと。なお、局本庁舎の搬入は発注者の休日（堺市の休日に関する条例第 2 条に規定する日）を予定している。
- ④ パソコンの設定作業（導入機器のOSまでの設定、ネットワーク設定書に基づく設定、周辺機器ドライバーインストール、設定等）は、受注者内であらかじめ実施し、設定完了済みのパソコンを納入すること。
- ⑤ 納入するすべての機器に、発注者が指定する管理ラベルを貼付すること。
- ⑥ 納入機器の当初不良に関しては、速やかに代替機（本仕様の要件をすべて満たすもの）を無償で提供すること。
- ⑦ 納入した全ての機器について動作確認テストを行ない、正常動作を確認すること。なお、動作確認テスト項目は、全ての借入機器が正常に動作することが判断できるよう、必要なテスト項目を適切に設定し発注者と合意すること。
- ⑧ 納入時に発生する段ボール等の梱包材については、受注者が持ち帰ること。
- ⑨ 動作確認作業において問題が生じた場合は随時、対応内容及び結果を含め詳細に報告し、賃貸借期間開始日前にシステム業者と協力して問題を解決すること。また、必要に応じて借入機器に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。借入機器に問題があった場合、問題解決のために発生した費用は受注者が負担すること。
- ⑩ 借入機器等の設置、障害復旧等に伴って必然的に必要になる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず無償で提供すること。

10 設定、動作確認作業等

(1) 全般

- ① 全ての作業において、作業実施前には必ず発注者と作業内容等を確認し、発注者の承諾を得た上で作業を行うこと。
- ② 借入機器の搬入・設置及び設定・動作確認作業については、受注者が行う。なお、これらに必要な経費は、本契約に含む。
- ③ 作業に際しては発注者の通常業務、稼働中の業務システム等に影響を与える恐れがあるか十分に調査を行うこと。また、影響がある場合は、事前にリスク等を明らかにし発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い責任をもって対応すること。
- ④ 全ての作業を賃貸借期間開始までに実施し、発注者による検査を受けること。

(2) パソコン

- ① 発注者が指定する要件（要求仕様）に基づき構成／設定の検証を行うこと。なお、具体的な要件については、セキュリティ情報を含むため、受注者にのみ提示する。
- ② 発注者が指定する別紙 1「機器等仕様書」に挙げたソフトウェアおよび指定するプリンタドライバのインストール、その他調達機器に係るすべての初期設定を行い、動作確認を行うこと。
- ③ 調達機器の初期設定後、局業務系ネットワークに接続する上で必要となる IP アドレス等の設定や、サーバ機との PING 等による疎通確認をおこない、ネットワーク接続についての動作確認を行うこと。
- ④ 調達するデスクトップパソコンについて、「別紙 1 の 3 既設プリンタ／既設大判プリンタ」が使用できるように設定を行うこと。
- ⑤ 上記までの作業については、局本庁舎での作業と水運用管理課での作業は日程を分けて行い、本市担当職員と作業日程を調整の上、契約日から令和元年 1 月 24 日までに行う。また、作業に要する日程については、予期せぬトラブルや作業の進捗の遅れも考慮し、それぞれ予備日を設けることとする。作業時間は発注者と受注者が協議のうえ定める。

- ⑥ 局内LANでは情報セキュリティについて以下の対策を講じている。
- イ) 機器利用時の本人認証システム（Microsoft Windows ServerのActive Directory機能によるログイン認証の実施、Felicaカードを利用した二要素認証の実施）
 - ロ) ネットワークへの機器接続制限の実施
 - ハ) 機器に接続する外部記録媒体の使用制限を実施
- 二) 機器からデータを持ち出しする際のシステム上の承認の実施
- ホ) 機器操作に関するログ取得の実施
- イ) からホ) の局内LAN環境設定及びセキュリティ対策システムのインストール及び設定作業を行い、作業完了後に設定及び動作の確認を行うこと。その際、調達機器が原因で正常な動作が確認できないと認められる場合においては、即時、調達機器の再設定と動作確認を行うこと。
- ⑦ OSを含めた各ソフトウェアの動作仕様の確認や、不具合の調査などについては、受注者側で各ソフトウェアの調査に必要な体制や、サポート窓口を設けて問題解決をすること。
- ⑧ パソコン切替機を用いる際、発注者にて稼働している現行水道工事CAD設計積算システム及び関連ソフトウェア等が問題なく動作するように、対応する設定を行うこと。なお、詳細要件は受注者にのみ提示する。

11 保守業務

受注者は、納入機器等に次のとおりオンサイト保守サービス（以下「保守サービス」という。）を付帯すること（サポートパック製品の納入も可とする。）。

- ① 保守サービスは、パソコン本体、ディスプレイを対象とすること。
- ② 保守サービスの期間は令和元年1月25日から令和7年4月24日（5年5ヶ月）とする。
- ③ 保守サービスに係る費用は、本調達に含むものとし、保守サービス期間中に発生する部品代、技術料、出張費、交通費、送料等の費用も保守サービスに含むものとする。
- ④ 保守対応時間は、午前9時から午後5時30分まで（堺市の休日に関する条例第2条に規定する発注者の休日を除く。）とする。
- ⑤ 不具合等発生の連絡について、午前中に受け付けた場合は、当日に現地にて対応を行うこととし、午後を受け付けた場合は、翌営業日までに現地にて対応を行うこと。ただし、やむを得ない理由により、これによりがたい場合は、発注者と協議して対応するものとする。
- ⑥ 不具合発生時、原因が即座に判明しにくい場合はシステム業者と協議の上、問題個所の切り分けをし、対応を決める。原因が判明した際はソフトウェア（OS）、ハードウェア（機械）及びシステム（水道工事CAD設計積算システム他）それぞれにおいて対応すること。
- ⑦ 不具合があり取り外したハードディスクについては発注者に引き継ぐこと。

12 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。

13 賃貸借期間終了後の取り扱い

- ① 契約期間内に不具合があつて発注者が保管していたハードディスクを含めて全てのハードディスクについては、破壊または乱数等の複数回書き込みによるデータの完全消去などの処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を実施すること。
- ② 機器ごとに処理結果を一覧表等にまとめ発注者へ報告をした上で適正に処分すること。
- ③ 撤去やデータ消去等にかかる一切の経費は賃貸借（リース）費に含むこと。なお、ライセンス提供されたものは発注者に帰属すること。

14 その他付帯事項

発注者が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、納入完了日までに返却すること。また、導入作業に必要となる場合を除き当該資料の複写および第三者への提供は行わないこと。

15 その他

- ① 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- ② 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ解決するものとする。
- ③ 別紙2「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守すること。

別紙1 機器等仕様書

1 ハードウェア等一覧

No	機器	数量	納入場所
①	デスクトップパソコン	24	局本庁舎（20台）、水運用管理課（4台）
②	ディスプレイ	5	局本庁舎（3台）、水運用管理課（2台）
③	マウス	5	局本庁舎（3台）、水運用管理課（2台）
④	外付け書き込み用光学ドライブ	2	局本庁舎（1台）、水運用管理課（1台）
⑤	パソコン切替機	19	局本庁舎（17台）、水運用管理課（2台）
⑥	スマートカードリーダー	4	水運用管理課（4台）

ただし上記③～⑥の保守業務は含まない

2 機器詳細仕様

(1) ハードウェア

① デスクトップパソコン

項目	仕様
基本	<ul style="list-style-type: none"> ● 省スペースタイプとすること。
CPU	<ul style="list-style-type: none"> ● インテル Core i5-8500プロセッサ 第8世代 (3.0GHz)と同等以上のスペックを有すること。
メモリ	<ul style="list-style-type: none"> ● メインメモリは、16GB以上を搭載すること。
ハードディスク	<ul style="list-style-type: none"> ● 500GB以上のHDDを搭載すること。
光学ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> ● DVD-ROMドライブ
LANインターフェイス	<ul style="list-style-type: none"> ● 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tに準拠したインターフェイスを有すること。規格はRJ-45とする。
セキュリティチップ	<ul style="list-style-type: none"> ● TCG Ver2.0に準拠していること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● グラフィックアクセラレータはIntel® HD Graphics 630以上のスペックのスペックを有すること。 ● 電源OFF時の待機電力を限りなく0に近づけることができること。 ● BIOS単体による外部通信を行う機能及びOS領域等のデータを書き込む機能有していなこと。なお、これら機能を無効化する事で実現することは不可とする。 ● クライアントPCの設置に必要なハブ、LANケーブル及び電源コードを準備すること。 ● 転倒防止器具（転用可能なら24組、不可なら72組）を準備すること。

② ディスプレイ

項目	仕様
ワイド液晶ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ● 23.8型以上26型以下のワイド液晶ディスプレイ ● 1920 × 1080 ドット以上で1,677万色以上表示できる機能を有していること。

③ マウス

項目	仕様
光学式ホイール付マウス	<ul style="list-style-type: none"> ● 光学式ホイール付マウスとし、インターフェイスはUSBとする。ただし、ドライバのインストールを必要としないものとする。

④ 外付け書き込み用光学ドライブ

項目	仕様
DVDスーパーマルチドライブ	● USBバスパワー型

⑤ パソコン切替機

項目	仕様
パソコン切替機	● 以下イ) から 二) の既存ハードウェアと借入機器デスクトップパソコンを確実に共有できるものを選定すること。また変換器など必要な場合は用意すること。

イ) パソコン(FUJITSU ESPRIMO D583/G (OS:Windows7)) 19台

ロ) ディスプレイ(FUJITSU VL-P23T-6) 19台

ハ) 上記パソコン付属USB光学式ホイール付マウス 19台

二) 上記パソコン付属PS2キーボード 19台

⑥ スマートカードリーダー

項目	仕様
非接触型スマートカードリーダー	● FeLiCa&Mifare専用ICカードリーダー(SO-SOL122-D)であること。

(2) デスクトップパソコンソフトウェア

項目	仕様
基本ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ● Microsoft Windows 10 Professional (64Bit) (24ライセンス) ● Microsoft Office home and business 2019 (24ライセンス) ● Microsoft Access 2019 (4ライセンス) ● +Lhaca (24ライセンス) ● SKYSEA Client View Government License Light Edition (24ライセンス内4ライセンスは5年間保守費、20ライセンスは1年間保守費を含むこと) ● SmartOn ID PCインストールライセンス (4ライセンス) ● Microsoft Microsoft 社等で公開されているWindowsおよびOffice 製品等の追加・修正パッケージ ● 各種プリンタドライバ など

※各ソフトウェアのライセンスは発注者に帰属して導入すること。

※セットアップに必要な設定情報は、納入までに発注者と協議し発注者の了解を得ること。

3 既設プリンタ/既設大判プリンタ

項目	名称
既設プリンタ	● Fujixerox DocuPrint 4050
既設プリンタ	● RICOH SP C840
既設大判プリンタ	● Canon imagePROGRAF ipf680

別紙 2 暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を委任又は請負先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者を、委任又は請負先並びに受注者及び委任又は請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任又は請負先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任又は請負先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2 委任又は請負先等との契約の締結について

受注者は、委任又は請負先等との再契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる委任又は請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び委任又は請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、委任又は請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任又は請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者、委任又は請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。